

令和元年度 里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託に係る
企画提案の評価項目・基準及び選定方法

1 企画提案の選定に係る評価項目及び評価基準
別紙のとおり

2 企画提案の選定方法

- (1) 農地課長は、提出された企画提案について審査会を開催し、審査会は評価基準表に基づき評価する。なお、有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合がある。
- (2) 評価は、企画提案の内容を県の事業実施に対する基本的な考え方を踏まえ、客観的かつ専門的な観点から評価をするため、観光分野や地域経済等に精通した審査委員により採点するものとし、令和元年度里地里山地域資源活用モデルツアー等業務委託企画提案書の最も高い点数を得た企画提案を選定する。
なお、最も高い点数を得た企画提案が複数ある場合は、評価者の多数決により決定する。
- (3) 農地課長は、各企画提案の採点結果及び選定した企画提案を環境農政局総務室機種等選定会議に提出する。
- (4) 環境農政局総務室機種等選定会議は、農地課長から提出された評価結果をもとに企画提案を決定する。